

久喜市教育振興基本計画策定委員会条例

平成 24 年 3 月 23 日

条例第 7 号

(設置)

第 1 条 教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）第 17 条第 2 項の規定に基づき、教育の振興のための施策に関する基本的な計画を策定するに当たり、必要な事項を調査審議するため、久喜市教育振興基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、久喜市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、久喜市教育振興基本計画（以下「基本計画」という。）の策定に関し必要な事項を調査及び審議する。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 15 人以内で組織する。

(委員の委嘱)

第 4 条 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 市立幼稚園長及び小・中学校長
- (3) 社会教育団体の代表
- (4) 小・中学校PTA の代表
- (5) 学識経験を有する者

(委員の任期)

第 5 条 委員の任期は、委嘱の日から基本計画の策定が終了するまでの間とする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 6 条 委員会に委員長及び副委員長 1 人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員委嘱後の最初の委員会の会議は、教育委員会が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見聴取等)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者を出席させて、その説明又は意見を聞くことができる。

(部会)

第9条 委員会は、部会を置くことができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、教育委員会教育総務課において処理する。

(その他)

第11条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。